

寄贈について〈受入れ基準〉

富士河口湖町生涯学習館

令和5年10月5日

令和6年9月14日改訂

富士河口湖町生涯学習館では、地域の皆様の生涯学習に役立つ資料を積極的に収集しています。

資料充実のために、寄贈のご協力をよろしくお願いいたします。

【寄贈にあたってのお願い】

- 寄贈いただいた資料の取り扱いについては、当館に一任していただきます。受理後の返却はできません。
- 蔵書としての受け入れは「富士河口湖町生涯学習館 選書の基本方針と基準」に基づき選択いたします。
- 私物が混在していないか、事前に必ずご確認をお願いいたします。お問い合わせには応じかねます。
- 寄贈の本が大量であっても、こちらから取りに伺うことはできません。

【受け入れることができる資料】

1. 再利用が可能な状態のもの
2. 郷土に関する資料
3. 蔵書の欠本・欠号補充にあたる資料
4. 所蔵が無く、町民の皆様に役立つ情報や多くの利用が予測されるもの
5. 巻号が揃っているコミック

【受入れができない資料】

1. 百科事典・図鑑・辞書、地図、旅行案内、コンピュータ関連、医学書、全集等の改版から3年以上経過したもの
2. 雑誌、視聴覚資料
3. 問題集、ドリル
4. 特定の個人・団体を宣伝する内容のもの
5. 個人の伝記等、自費出版されたもの
6. 名簿、個人情報の記載があるもの
7. 布教を目的とした宗教書
8. 販売・勧誘を目的とするもの
9. すでに当館にて必要数確保している資料
10. 本に書き込みやラインマーカー、サイン、所蔵印、蔵書印があるもの
11. シミや水濡れ跡、カビなどの汚れがあるもの
12. 表紙・背表紙に日焼けがみられるもの
13. 寄贈後の対処について、当館にお任せいただけないもの
 - ・ 所蔵登録の可・不可について
 - ・ 富士河口湖町図書館友の会（主催古本市）に提供の可能性あり
 - ・ 廃棄の可能性あり

* 但し、郷土資料については【受け入れができない資料】に該当するものでも積極的に受け入れいたします

寄贈(受入れ基準)に同意の上、寄贈します。

令和 年 月 日

住所 _____ 電話番号 _____

氏名 _____